

法人外国為替取引用の口座振替・手数料等引落および印鑑届等の取扱にかかる規定

法人外国為替取引用の口座振替・手数料等引落および印鑑届等の取扱にかかる規定（以下「本規定」といい、本規定による契約を「本契約」といいます。）は、契約者が株式会社三井住友銀行（以下「当行」といいます。）との間における外国為替取引（以下「本外国為替取引」といいます。）に関して当行に対して支払うべき利息、手数料、保証料、損害金、諸費用および取引の実行のために必要な資金（以下「外国為替取引関連支払資金等」といいます。）を契約者名義の ValueDoor 申込代表口座（ValueDoor 利用規定に定義する意味を有します。以下「本引落口座」といいます。）からの引落しにより支払うことができるようにすること（以下「本口座振替」といいます。）に関する契約者および当行間の権利義務関係等ならびに外国為替取引関連支払資金等の外貨への換算にかかる外国為替相場および本外国為替取引にかかる印鑑届または署名鑑の取扱（以下当該取扱を本口座振替とあわせて「本口座振替等」といいます。）を定めたものです。契約者は、本口座振替等を希望する場合には、本規定の各条項を認識し了承の上、当行に対して当行所定の方法により申込みを行うものとし、当行がこれを承諾して本口座振替等を行う場合には、契約者と当行との間において本規定が適用されるものとします。

1. 本口座振替の委託等

- (1) 契約者は、本外国為替取引にかかる約定に基づき当行に対する外国為替取引関連支払資金等の支払期日（決済期日、返済期日その他の外国為替取引支払資金等を支払うことを要する当行所定の日を意味します。以下同じ。）が到来した場合には、当該外国為替取引関連支払資金等の金額において契約者に通知することなく本口座振替を行うよう当行に委託し、当行はこれを受託します。
- (2) 普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、本口座振替に当たり、普通預金の通帳および払戻請求書の提出または小切手の振出を要しないものとします。
- (3) 契約者は、本引落口座の預金残高が本口座振替を行う日において外国為替取引関連支払資金等の金額に不足する場合には、当行からの連絡があり次第、直ちに不足額を入金するものとします。

2. 外国為替取引関連支払資金等の外貨への換算にかかる外国為替相場の取扱

本外国為替取引に当たり、外国為替取引関連支払資金等を外貨に換算する必要がある場合には、あらかじめ当行との間に外国為替予約があるときは当該予約相場により、当該予約がないときは当行所定の外国為替相場によるものとします。

3. 本外国為替取引にかかる印鑑届又は署名鑑の取扱

本契約締結日以後、本引落口座にかかる印鑑届または署名鑑が本外国為替取引にかかる印鑑届または署名鑑として取り扱われることになるものとします。ただし、契約者が本契約締結日以前に当行所定の方法により本外国為替取引にかかる印鑑届または署名鑑を届け出ている場合は、この限りではありません。

4. 確認事項

契約者は、次に掲げる事項が真実かつ正確であることを確認します。

- ① 契約者は、ValueDoor 法人外国為替取引用の口座振替・手数料等引落および印鑑届等の取扱にかかる申込受付サービス利用規定の定めに従い、法人外国為替取引用の口座振替・手数料等引落および印鑑届等の取扱にかかる申込受付サービスを利用の上、ValueDoor 利用規定第 7 条に定める Web 申込の方法により本契約の締結の申込みを行ったこと。
- ② 本引落口座を開設しており、解約しまたはされることなく維持していること。

5. 通則

- (1) 契約者は、その都合により、当行に対して当行所定の方法による通知を行うことをもって本契約を解約することができるものとします。当行は、契約者が本規定に違反した場合（前項各号に掲げる事項が真実ではなくまたは誤りであったことが判明した場合を含みます。）その他の本口座振替等の全部または一部の実施が不可能となりまたは困難となる事情が生じたと認められる場合には、事前に通知または催告することなく、本契約を解約することができるものとします。なお、契約者および当行間における ValueDoor 利用規定による契約が解約その他何らかの理由により効力を失った場合であっても、そのことのみをもって本契約が効力を失うことはなく、本契約は引き続き有効に存続するものとします（疑義を避けるために付言しますと、かかる場合、本引落口座にかかる印鑑届または署名鑑の効力および第 3 項の規定による当該印鑑届または署名鑑の本外国為替取引にかかる印鑑届または署名鑑としての取扱いにかかる効力のいずれも引き続き有効に存続するものとします）。
- (2) 当行は、契約者が当行に届け出た連絡先に宛てて通知を発信または発送した場合には、契約者が真実、正確、完全かつ最新の連絡先情報の届出を怠る等契約者の責めに帰すべき事由により当該通知が延着しまたは到着しなかったとしても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。契約者が真実、正確、完全かつ最新の連絡先情報の届出を怠る等契約者の責めに帰すべき事由により当行が発信または発送した通知が延着しまたは到着しなかったために契約者に生じた損害、損失、費用等について、当行は一切責任を負いません。
- (3) 本口座振替等の実施に関して万一紛議が生じたとしても、当行の責めに帰すべき事由

による場合を除き、契約者は当行に一切迷惑をかけないものとします。

- (4) 当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容を公表することにより、本規定の内容を変更できるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行所定の方法で当行に通知するものとします。当行がこの変更に参加しない旨の通知を受領しない場合には、変更に参加があったものとみなします。
- (5) 本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上